

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な
仕組みの在り方に関する検討会（第3回）議事概要

開催日時：平成30年11月6日（火）13：30～15：00

開催場所：中央合同庁舎第2号館 10階共用会議室2

出席者：

【構成員】

宇賀 克也（東京大学大学院法学政治学研究科教授）※座長

犬塚 克（横浜市市民局市民情報政策室市民情報課長）

大谷 和子（株式会社日本総合研究所執行役員／法務部長）

岡村 久道（弁護士、京都大学大学院医学研究科講師）

佐光 正夫（徳島県政策創造部統計データ課長）

佐藤 一郎（国立情報学研究所副所長／教授）

矢島 征幸（五霞町町民税務課主幹）

【オブザーバー】

添田 徹郎（行政管理局管理官）

滝澤 有美（統計局統計調査部調査企画課課長補佐）

松田 昇剛（情報流通行政局地方情報化推進室長）

三原 祥二（個人情報保護委員会事務局参事官）

【事務局等】

稲原 浩（自治行政局地域情報政策室長）

若林 拓（自治行政局地域情報政策室課長補佐）

自治行政局地域情報政策室

議 事：

- ・ 地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みに係る主な検討項目
 - ① 地方公共団体からの個人情報の円滑な提供に係る追加的な論点
 - ② 必要となるセキュリティ基準等
 - ③ 作成組織の認定等、国の関与の在り方

《議事①について》

【大谷構成員】

- 非識別加工情報の作成対象となる情報に散在情報を含めると、地方公共団体の負担となるとともに、民間事業者においてもどのような情報が存在し得るのが予測できないので、散在情報を含まないことについては、賛成である。
- 作成組織と地方公共団体間のデータ提供にあたっての取り決めについて、例えば、作成組織に求められる要件を超える条件を付加することができるのかという点も論点になると思うので、今後議論ができればと思う。

【佐藤構成員】

- 複数の地方公共団体の個人情報をもとめて一つの非識別加工情報を作成することはしないという点についても、地方公共団体のデータ項目等を考慮すると実務面からは現実的な対応ではないかと思う。

【岡村構成員】

- 散在情報を非識別加工情報の対象外とすることについては、私も賛成である。一点、作成組織を複数設けるとする場合、複数の作成組織において横串を通したものを作成するというのは、なかなか現実的に難しいのではないか。

【佐光構成員】

- 個人情報保護条例においては、実施機関ごとに個人情報を管理することとしているが、同じ実施機関であっても、課が異なればデータを渡すことは原則禁止している。仮にデータを統合するとなれば、当県の条例の取扱いでは、個人情報保護審査会で審議した上で行うといった取扱いとしている。また、仮に個人情報の提供先においてデータが他のデータと結合されるような仕組みになれば、ハードルが高くなるといったこともあるので、非識別加工情報は、地方公共団体の個人情報ファイル毎に作成するという案に賛成である。

【犬塚構成員】

- 事務局の案では、1つの地方公共団体の保有する個人情報ファイルに閉じた形で非識別加工情報を作成しようとするものと理解したが、1つの地方公共団体内で保有されている例えば医療のレセプトデータが含まれている個人情報ファイルと介護のレセプトデータが含まれている個人情報ファイルを統合した非識別加工情報が欲しいといったニーズがあった場合は、どのような整理となるのか。

【事務局】

- 事務局案では、同じ地方公共団体の保有する個人情報ファイルであっても個人情報ファ

イルが別であれば、別々に匿名加工を施すという前提で整理している。

【犬塚構成員】

- 氏名等の識別情報をハッシュ化ID等に置き換えた等の加工を行い、事実上データを統合するようなことは想定しているのか。

【事務局】

- 作成組織において、地方公共団体から提供を受けた個人に関する情報を結合することは想定しない方向で整理してはどうかとの考えで告示している。

【矢島構成員】

- 地方公共団体から作成組織にデータを提供する際は、加工処理がなされていないデータを提供するという理解でよいか。

【佐藤構成員】

- 非識別加工情報を作成する際の加工に関する基準として、個人情報と他の情報とを連結するID等の符号は削除することとなっているので、基本的には、非識別加工情報と別の非識別加工情報を比較して同一個人のデータであることが分かるような情報は、加工する段階で削除されている。但し、技術的には例えば2つの購買履歴を突き合わせることで、個人の特定につながる可能性はないとは言いきれない。
- 地方公共団体から作成組織にデータを提供するに当たって安全管理上、例えば氏名、住所の一部のように機械的に変換できるものについては、地方公共団体が提供時に加工作業を行うこととするとも考えられるが、安全管理の面で議論する点かと思う。

《議事②について》

【岡村構成員】

- 現在の地方公共団体のシステムのセキュリティは、個人番号利用事務系、LGWAN 接続系、インターネット接続系と3系統に分割されているが、仮に作成組織が民間事業者である場合に、LGWANに接続して個人情報のやり取りを行うことは可能なのか。

【事務局】

- 作成組織が民間企業である場合には、LGWAN-ASPサービスのサービスを利用するといった条件の下でデータのやり取りは可能と考えており、こうしたことも踏まえて検討を進めていただければと思っている。

【岡村構成員】

○LGWANはセンシティブな性格を持っているので、作成組織が民間企業となる場合には、安易にLGWANに接続することによって、LGWAN全般が危殆化するようなことがないように配慮が必要。

【佐藤構成員】

- 通信におけるセキュリティに関しては、提供する情報の性質、重要度、機密度等に応じて考えるものなので、すべからくこの方法で接続すべきとするのではなく、情報の性質に応じて考えるというやり方もあるのではないか。
- 国においても、行政機関非識別加工情報について個人情報と同等の規律を設けていることから、作成組織における安全管理措置は行政機関、自治体に準じることが基本であると思う。その上で、地方公共団体から作成組織に提供するデータを例えば直接個人を特定できない状態で提供することにより、何らか基準を緩和するといった議論が可能となる。

【矢島構成員】

- 作成組織にデータを提供する際の具体的な手法については、さらに詳細に検討が必要な点であると思う。

【犬塚構成員】

- 作成組織の従業者に対しても、行政機関個人情報保護法における個人情報を取り扱う業務の受託者への義務付けと同様の安全管理上の義務付けを行う必要があると考えるが、これを担保するための罰則についても、国の行政機関等と同等の扱いを検討していただきたい。

【岡村構成員】

- 地方公共団体によっては、個人情報保護条例で罰則を設けている団体もあるので、本制度を法律で仕組む場合に、条例の罰則との均衡にも留意しておく必要があるかと思う。

【佐光構成員】

- 地方公共団体においては、情報セキュリティポリシーガイドラインを越える内容の基準を設けている団体もあるので、作成組織における情報セキュリティポリシーを考える上で、配慮していただきたい。

【佐藤構成員】

- 匿名加工情報は2次流通を許す形態となっているが、作成組織の場合に2次流通を許してしまうと、新産業の創出等の社会全体の利益の向上に資するといった目的が十分に担保されないおそれが出てくる。契約で縛るといったように2次流通を制限できるような

仕組みにしておかないと、住民の理解を得られないということもあるかと思うので丁寧に議論した方が良いのではないかと。

《議事③について》

【佐藤構成員】

- 非識別加工情報を提供する相手方として適切な民間事業者かどうか選ぶ能力をどこかで担保しなければならないだろう。次世代医療基盤法は医療の研究開発の向上といった明確な目的が前提であるが、作成組織は目的とする内容が幅広いため、必要があれば認定基準を加えるといった検討が必要ではないか。
- 作成組織の監督と認定の主体については、総務大臣とすることも一つの考え方だと思うが、非識別加工情報を受け取った民間事業者は、匿名加工情報として個人情報保護委員会が監督するという点を整理しておくべきかと思う。

【犬塚構成員】

- 国は作成組織に個人情報を提供した地方公共団体に対して報告の聴取、立入検査等を実施することとしてはどうかという記述があるが、地方公共団体は、自らの責任で保有する個人情報を提供することになるが、そのことについて、国から立入検査等を実施されるというのはおかしいのではないかと。

【事務局】

- 作成組織に何らかの問題が生じた場合に、その調査等に必要な範囲で、地方公共団体にも何らか報告の聴取等を求めるといった場合も想定されうるという前提で、地方公共団体に対して報告の聴取、立入検査等を実施する事務局案をお示ししたものである。ご指摘を踏まえて引き続き検討してまいります。

【岡村構成員】

- 作成組織の認定について、期間更新制の要否及び定期的な外部監査の要否についてはどう考えているのか。

【事務局】

- 現時点で、要否を判断しているものではない。

【犬塚構成員】

- 住民に対しての責任を負うという地方公共団体の立場を考えた際に、作成組織に対する監督行為を行うにあたって、何らかの形で地方公共団体が関与できるような仕組みを検

討していただきたい。

【大谷構成員】

- 作成組織に具体的にどのような運営を求めるのかといった点については、利活用する民間事業者の審査の在り方等、ある程度詳細な議論をしておくべきではないかと思う。

【佐藤構成員】

- 現時点では、複数の作成組織が成り立ち得て、それぞれの作成組織が全ての地方公共団体の情報を取り扱う前提で議論していると思うが、例えばある作成組織は、常にこの地方公共団体の情報を扱うといった仕組みも考えられないか。認定や監督の場面でその点が明確であると仕組みも機能しやすいのではないか。

【宇賀座長】

- 次世代医療基盤法では、認定匿名加工医療情報作成事業者について、特に数は限定しておらず、複数あり得るという前提になっていて、匿名情報取扱事業者は、仮に複数あった場合には認定匿名加工医療情報作成事業者を選択できるという仕組みになっているが、現段階で事務局はどのような考えをお持ちか。

【事務局】

- 現在のところ、複数の作成組織が認定され得る前提としているが、引き続き多面的に論点を提示いただき、整理してまいりたい。

【岡村構成員】

- 民間事業者が作成組織になる場合があることを前提とした上で、加工方法に問題があった場合等の苦情処理等の体制整備についても認定基準に加えることも一つの案かと思うので検討されたい。

《議事全体について》

【大谷構成員】

- 民間事業者における非識別加工情報の2次流通の制限については、制限するのかわからないのかについては、早いうちに明確にしておくべき。

【佐藤構成員】

- 今回の制度設計に当たっては、次世代医療基盤法を参考にして認定でという考え方を示しており一つの考え方ではあるが、作成組織は、様々なデータを扱いうるし、研究目的に限定して非識別加工情報を提供していくわけではないので、次世代医療基盤法の仕組み

が参考としてなじむのかどうかは、よく検討して進めていただきたい。